<令和6年度補正予算等>(令和7年7月時点版)

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ \ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。 インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- 相談受付窓口

よろず支援拠点

商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談 対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

IT導入補助金により、ITツール(一部 ハードウェアも含む)の導入費用等を幅広 く支援します

課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者持続化補助金により税理 士等への相談費用も含めた販路開拓等 の支援をします



詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

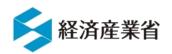
- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイ ス制度への対応に関するO&Aを公表 しているほか、実態把握のための書面調 **査等**を実施しています。
- ✓取引上のお悩みは下請法及び建設業 法並びに優越的地位の濫用規制に係 る相談窓口(以下Q&A末尾参照)ま たは下請かけこみ寺にご相談ください。

Q&A





本紙は「令和6年度補正予算事業」の制度概要をご紹介しています。 現在の公募情報はホームページでご確認ください。









<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売 機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、発注者(大企業 を含む)が受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業等に無償で利用させる場合の 導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	大企業 等	中小企業·小規模事業者等				
補助率	1/2	2/3	4/5、3/4(※1)	2/3 (※2)	1/2	
補助額	~350万円		50万円以下	50万円超~350万円	~10万円	~20万円
補助対象 経費	インボイス制度に対応 した受発注ソフト		インボイス制度に対応した 会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレッ ト等	レジ・券売機 等

- (※1)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
- (※2)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者 は4/5)、50万円超については2/3。

お問い合わせ先:

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570 - 666 - 376

https://it-shien.smrj.go.jp/



<小規模事業者持続化補助金>課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら 取り組む販路開拓等の費用(税理十等への相談費用を含む)を支援します。

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に 対し補助上限を50万円上乗せします。

	一般型	創業型
補助率	2/3	2/3
補助上限	5 0 万円	2 0 0 万円
インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ
賃金引上げ特例	150万円上乗せ	_

お問い合わせ先

【一般型】

【創業型】

創業型補助金事務局: 03-6739-3890

商工会地区:

お近くの商工会へお問い合わせください。 (右のQRコード参照) 回 5 ft.





現在の公募情報はこちら



商工会議所地区: 03-6634-9307